

第4期 箱根町教育振興基本計画

(箱根町教育大綱)

令和5年2月

箱根町教育委員会

目 次

1 基本的な考え方	
(1) 教育振興基本計画の位置づけ	・・・ 1
(2) 基本理念	・・・ 1
(3) 計画期間	・・・ 1
2 基本方針	
(1) 基本目標	・・・ 2
(2) 取組方針	・・・ 2
3 学校教育	
(1) 基本的な考え方	・・・ 3
(2) 体系図	・・・ 4
(3) 施設分離型 園・小・中一貫教育	・・・ 5
① 箱育（箱根を愛し）	・・・ 5
② 知育（かしこく）	・・・ 7
③ 徳育（やさしく）	・・・ 9
④ 体育（たくましく）	・・・ 11
(4) 各校・各園の特色ある教育	・・・ 13
4 生涯学習	
(1) 基本的な考え方	・・・ 15
(2) 体系図	・・・ 16
(3) 箱根を知り、箱根を語れる人づくりと輪づくり	・・・ 17
① 生涯学習の推進	・・・ 17
② 文化・芸術活動の推進	・・・ 19
③ 家庭教育の充実	・・・ 20
④ 青少年の健全育成	・・・ 21
⑤ 文化財の保護と活用	・・・ 23
⑥ スポーツ活動の推進	・・・ 24
(4) 学習の場、発表・表現の場	・・・ 26

1 基本的な考え方

(1) 教育振興基本計画の位置づけ

第4期箱根町教育振興基本計画は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるもので、箱根町第6次総合計画 後期基本計画（以下、「総合計画」）と整合性を図るとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって策定が義務付けられている大綱に代えるものとして位置づけるものです。

本教育振興基本計画では、「基本理念」のもと、「基本目標」として総合計画に掲げられている「未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり」について、学校教育の分野と生涯学習の分野それぞれの視点から「取組方針」を掲げ、それぞれの方向性を改めて整理し、位置づけました。また、別紙「学校教育に係る箱根教育体系図」と「生涯学習に係る箱根教育体系図」により、重点取組を定めました。

(2) 基本理念

人口減少やグローバル化の進展、コロナ禍などにより、人々の価値観や生活様式が大きく変わる変化の激しい時代にあって、様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、世界を見渡す広い視野と箱根への愛着・誇りを持ち、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会をつくっていく人材を育てていかなければなりません。

次世代を担う人を育むうえで、教育の果たす役割は非常に大きく、豊かな自然、文化、歴史、地域社会などの環境を生かして、学校・家庭・地域・企業等が連携・協働し、箱根らしい魅力ある教育に取り組む必要があります。

自分たちが生まれ育った地域について幼少期から学び、箱根の未来を考え、将来の自分の役割に思いを馳せることは、社会人として自立していく上でも重要です。「かながわ教育ビジョン」に基づく自己肯定感を基盤とした「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかがわる力」の育成を踏まえ、箱根で育ち学んだ自信と誇りを胸に、夢や希望を実現できる人づくり、将来の箱根を支える人づくりに取り組んでいきます。

(3) 計画期間

本教育振興基本計画の実施期間は、「令和5年度から8年度までの4年間」とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、総合教育会議において協議、調整を行いながら、状況に応じて見直しを行います。

2 基本方針

(1) 基本目標

総合計画に掲げる6つの基本目標の1つである「未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり」を、本教育振興基本計画の基本目標とします。

【基本目標】

未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり

(2) 取組方針

「先人からの文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望をもって、健康で豊かな生活を目指し、箱根を愛し、貢献できる人を育む」ことを「箱根教育」の基本方針とし、「箱根を愛し、かしこく、やさしく、たくましく」を「箱根教育」の合言葉にして取り組んでいきます。

学校教育では、「箱根教育」をさらに深化・推進し、各園・学校が共通して「箱根教育」に取り組むとともに、各園・学校の特色を生かした教育にも取り組み、施設分離型 園・小・中一貫教育を推進します。

また、生涯学習では、「箱根教育」の合言葉を具現化するため、生涯学習目標をこれまでの「箱根を知り、箱根を語れる人づくり、輪づくり」に「自ら行動し実践する人づくり」を加えて「箱根を知り、箱根を語れる人づくり・輪づくり、そして、自ら行動し実践する人づくり」とし、持続可能な社会・地域コミュニティの形成に資するとともに、地域教育力の向上を目指します。

【箱根教育の基本方針】

先人からの文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望をもって、健康で豊かな生活を目指し、箱根を愛し、貢献できる人を育む

3 学校教育

(1) 基本的な考え方

学校教育に係る教育振興基本計画は、「一貫教育」と「各校・各園の特色ある教育」の2本柱で推進することとし、一貫教育と併せて、各学校の特色も前面に打ち出し、その学校、その地域ならではの活力ある学校づくりに取り組んでいきます。

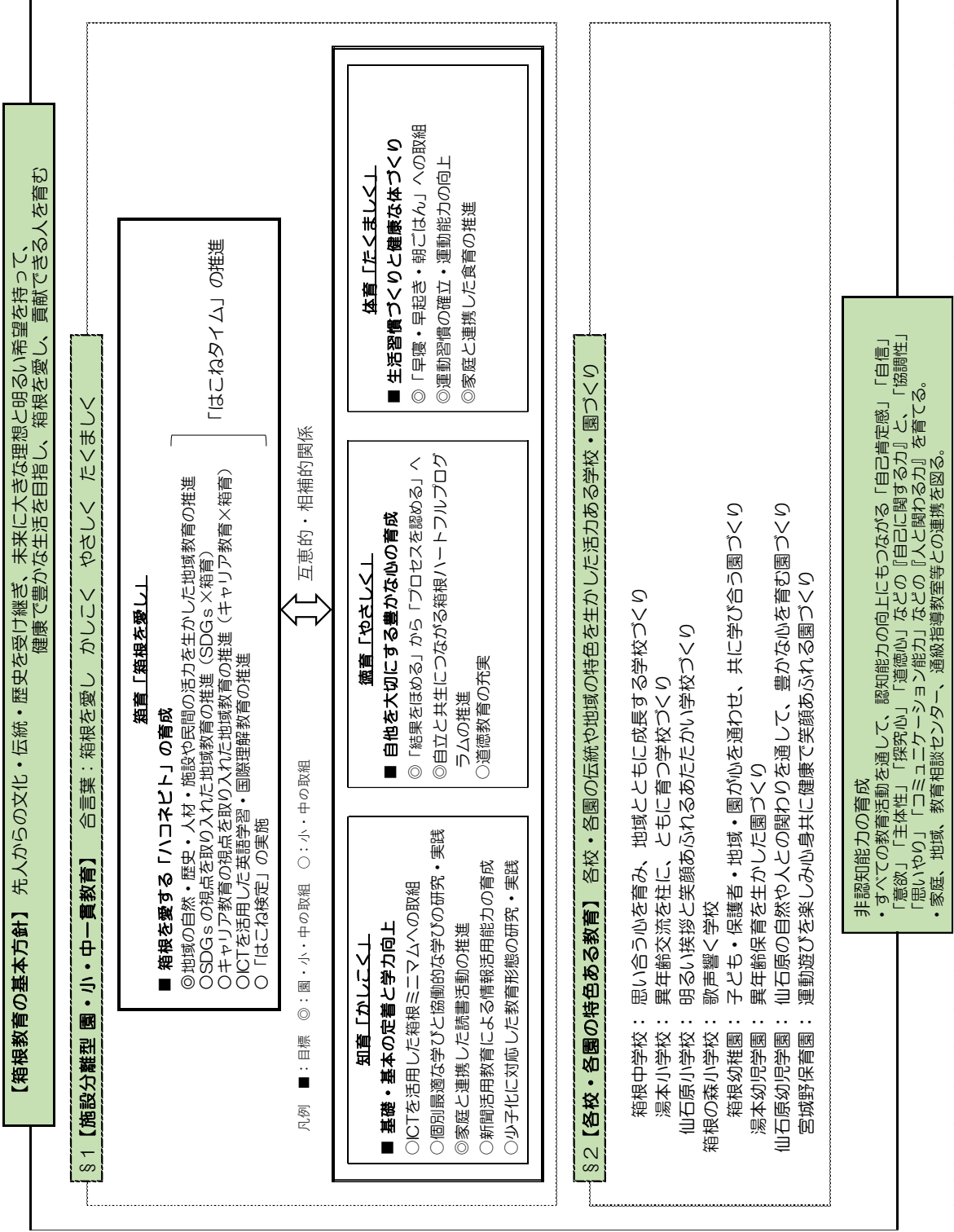
これまで「箱育（箱根を愛し）」・「知育（かしこく）」・「徳育（やさしく）」・「体育（たくましく）」を同列で並列的に扱ってきましたが、「箱育」を成立させるものとして「知育」・「徳育」・「体育」の三育があり、また、これらの三育を充実させるものとして「箱育」があるものとし、「箱育」と「知育」・「徳育」・「体育」の三育を互恵的で相補的な関係にあるものと捉えていきます。

また、「箱育」とは、単に箱根のリソースを扱うだけの地域教育に止まらず、グローバル化が進む昨今の状況において、「箱根」をローカルな視点とともに、国際的な視野、地球規模の視点からも見ることによって、箱根教育が目指すところの「先人からの文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根の郷土を愛し、貢献できる子供を育てる教育」を実現させるものであるものと捉えていきます。

さらには、大きな理想と明るい希望を持ち、困難があっても立ち向かい、自ら学び、主体的に未来を切り拓くことのできる子供を育てるために、学習指導要領の育成すべき資質・能力の一つにある「学びに向かう力、人間性等」とも大いに関連する「非認知能力」を、教育活動全体を通じて育成することを大切にしていきます。

(2) 体系図

学校教育に係る第4期箱根教育体系図



(3) 施設分離型 園・小・中一貫教育

「箱根を愛し（箱育）、かしこく（知育）、やさしく（徳育）、たくましく（体育）」を「箱根教育」の合言葉に、各園・学校が共通して箱根教育に取り組み、施設分離型の園・小・中一貫教育を推進していきます。

① 箱育（箱根を愛し）

箱根教育の基本方針として謳っている「先人からの文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根を愛し、貢献できる人」を「ハコネビト」と定義し、その「ハコネビト」を、箱育を通して育てていきます。

【箱育の目標】

箱根を愛する「ハコネビト」の育成

取組項目

- I 地域の自然・歴史・人材・施設や民間の活力を生かした地域教育の推進【園・小・中】
- これまでも各園・各学校においては、地域のリソース（自然・歴史・人材・施設といった資源）を活用した学びの場を展開していますが、それらについては継続し一層の充実を図っていきます。
 - 地域のリソースについては、その学校・園だけでなく全町的な活用ができるようにするとともに、第4期では「民間の活力」も活用の可能性を探り、「ハコネビト」の育成を図っていきます。
 - 地域教育として扱う授業は「はこねタイム」と呼ぶこととし、郷土箱根を意識した学習に位置付けるために、社会・理科・生活・総合などの教科・領域で実施します。
- II SDGsの視点を取り入れた地域教育の推進【小・中】
- 箱育でこれまでに大切に育ててきた実践を継承しつつ、Society5.0 社会に対応できる新たな資質・能力の育成や持続可能な開発目標であるSDGsへの対応も大変重要であり、それらとベストミックスを図った教育課程の編成を進め、箱根教育をより高い次元に進めていくことが大切であり、SDGsには17の目標がありますが、この中で箱育と関連させられるものを意図的に位置付けていきます。

Ⅲ キャリア教育の視点を取り入れた地域教育の推進【小・中】

- 文部科学省は、キャリア教育として育む必要のある主要な能力を、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」という4つの能力として整理しており、観光立町である箱根町は、4つの能力の中の「キャリアプランニング能力」を豊かにするためのリソースに恵まれています。
- 観光業界や各種機関との連携を図りながら、児童・生徒が様々な社会人と交流したり職場体験をしたりすることにより、キャリアプランニング能力の基盤を育むことが期待できるとともに、生まれ育った地域とのつながりや、そこで培われてきた伝統、文化に対する理解を深め、郷土箱根への誇りと愛着をもちながら、継承し発展させようとする心や態度を育成していきます。

Ⅳ ICT を活用した英語学習・国際理解教育の推進【小・中】

- コロナ禍により訪日外国人旅行者が減少し、ネイティブスピーカーと対面で会話できる機会が減少していることから、英語を第一言語または第二言語とする他国の児童・生徒とのオンライン交流により、英語力の向上やコミュニケーション能力の育成を図っていきます。

Ⅴ 「はこね検定」の実施【小・中】

- これまで年度末に行ってきた「チャレンジ」を廃止し、箱根町の魅力を語れる子の育成を目指し、地域のことを出題する「はこね検定」を創設します。

② 知育（かしこく）

「基礎・基本」とは、学習を成立させるための前提条件となるものであり、「読む」・「書く」・「計算する」・「話すこと」・「前学年の学習内容が定着していること」です。

学力向上の「学力」とは、学校教育法第30条第2項で規定されており、文部科学省が「学力の三要素」としてまとめている「基礎的・基本的な知識・技能」、「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つを指します。

学力向上に取り組むことは、よりよい社会の実現のために必要な資質・能力を育てることにつながります。学力向上に取り組む中で、知識や技能はもとより、問題解決力や自分の意思を表現する力（プレゼンテーション力、ディスカッション力）、相手の意図を汲み取る力（ヒアリング力）、意思決定をする力、実行する力といったスキルを習得させていきます。

【知育の目標】

基礎・基本の定着と学力向上

取組項目

I ICTを活用した箱根ミニマムへの取組【小・中】

- 箱根ミニマムについては、児童・生徒がタブレット端末で自学自習できる学習ソフトの「ドリルパーク」を活用して実施します。

II 個別最適な学びと協働的な学びの研究・実践【小・中】

- 個別最適な学びと協働的な学びは、互恵的で相補的な関係にあり、「協働的な学びを深める個別最適な学び」と、「個別最適な学びにつながる協働的な学び」という、両者の往還を原理とした授業づくりにより、「主体的・対話的で深い学び」を授業を通して実践していきます。

III 家庭と連携した読書活動の推進【園・小・中】

- 学校教育は、知育・徳育・体育の各面において、社会を生きる力の基礎を培うものですが、その基盤の一つが言語活動です。読書活動により言語活動の充実が図られ、それが学力の向上にもつながります。そして何より、読書活動は豊かな感性や情操、思いやりの心を育みます。表現力やコミュニケーション能力も高めます。子

供の感性や学力を伸ばすためには、幼児期から読書をさせることが大切です。年齢に合った内容の絵本を読み聞かせたり、親子で本の内容を話しあったりすることは、読書好きな子供を育てることにつながります。家庭を巻き込んだ読書活動の推進により、心を柔らかくにして言葉を受容し、感動することで言葉を慈しむ心を育て、併せて学力の向上にもつなげていきます。

IV 新聞活用教育による情報活用能力の育成【小・中】

- 小・中・高校の新学習指導要領の総則には、情報活用能力を育てるために新聞を活用することが明記されました。新聞を読むことで情報リテラシーを高め、読解力を向上させることは、子供の学力向上につながります。デジタル化が進んでいる世の中ですが、アナログである紙の新聞には様々な記事が一度に目に入るという俯瞰性や、ニュースの価値判断が伝わる一覧性があります。また、記憶や深い理解には紙の方が優れているという研究結果は、国内外で相次いで発表されています。新聞活用教育では、こうした特性を踏まえ、子供たちの情報活用能力とともに思考力・判断力・表現力を育成していきます。

V 少子化に対応した教育形態の研究・実践【小・中】

- 児童・生徒数減少に伴う単学級化、学級の少人数化の弱点を最小限にしなが、その利点を最大限に生かす工夫をして、これまでも実践してきた異年齢集団による学習形態や、複数校の同学年合同授業などについて、さらに研究・実践していきます。

③ 徳育（やさしく）

自分のことを見てくれている、自分の存在を認めてくれているという気持ちは、自分
はここにいてもよいのだという気持ちを生み、それが自己肯定感を高めていくことにつ
ながります。自己肯定感が高まれば自分のことを大切にできます。周囲に対しても思い
やりをもって、優しく接することができます。また、自分の考え方や行動に自信がもて
るようになります。「自他を大切にす豊かな心の育成」については、第4期も継続して
重点的に取り組んでいきます。

【徳育の目標】

自他を大切にす豊かな心の育成

取組項目

I 「結果をほめる」から「プロセスを認める」へ【園・小・中】

- 第3期は子供の自己肯定感を高めていくために、「ほめる、認める教育」を推進し
てきましたが、これまでの「ほめる」教育の考え方は引き継ぎながらも、曖昧な言
葉でほめるのではなく、具体的な言葉で「プロセスを認める」教育を推進してい
きます。

II 自立と共生につながる箱根ハートフルプログラムの推進【園・小・中】

- 箱根ハートフルプログラムについては、幼児版はオランダで開発されたシチズン
シップ教育である「ピースフル・スクール・プログラム」を参考に、そして、小・
中学校版は川崎市で実施している「かわさき共生＊共育プログラム」を参考に、箱
根の子供たちの実態や課題に合わせて再構築したプログラムで、共生社会を自らつ
くる力を身に付けるための、発達の段階に応じた教育プログラムです。
- 自己肯定感やコミュニケーション能力は、いずれも非認知能力ですが、そうした
非認知能力を育てることは、学びに向かう力を育むことにつながります。箱根ハート
フルプログラムは、非認知能力を育成するためのエクササイズを、子供たちの発達の
段階に応じて意図的・系統的に編み込んだプログラムであり、第4期においては、広
く「非認知能力の育成」ということを念頭に置いて確実に取り組んでいきます。

III 道徳教育の充実【小・中】

- 道徳教育を通して道徳性や道徳的価値について十分に考えることは、第4期で大

切にしている非認知能力を育成することにもつながりますので、「自他を大切にす
る豊かな心の育成」のために、道徳教育を充実させていきます。

④ 体育（たくましく）

生活習慣と学力、体力に相関関係があることは、全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から明らかになっています。良好な生活習慣の確立なくして箱根を愛する「ハコネビト」を育てていくことはできません。

基本的な生活習慣の確立には家庭との連携が不可欠であり、子供の良好な生活習慣の確立のためには、学校・家庭・地域が連携協力し、それぞれの教育力を高めながら継続して取り組んでいく必要があります。

また、心身の健康は、学力や好ましい生活習慣と大きく関係しており、心と体の健康が担保されてはじめて良好な生活習慣が実現されます。心と体が健康ならば非認知能力も充実し、それが認知能力の向上をもたらしますので、力を入れてしっかり取り組んでいきます。

【体育の目標】

生活習慣づくりと健康な体づくり

取組項目

I 「早寝・早起き・朝ごはん」への取組【園・小・中】

- 各校・各園で家庭への啓発を工夫し、家庭を巻き込んで「早寝・早起き・朝ごはん」運動を盛り上げ、良好な生活習慣を確立するとともに、小・中学生にあっては「タイムマネジメント力」も育てていきます。

II 運動習慣の確立・運動能力の向上【園・小・中】

- 学習指導要領が改訂され、小学校体育科・中学校保健体育科の教科の目標として、「心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する」ことが掲げられました。これは、児童・生徒が運動に親しみ、健康の保持増進や体力の向上を図ることにより、現在よりもとより将来の生活を健康で活力に満ちたものにすることを目指しています。コロナ禍による生活様式の変化は、運動時間の減少やスクリーンタイムの増加をもたらし、その結果、子供の体力低下は全国的な課題となっています。子供の体力・運動能力の向上を図るために、体を動かすこと、運動やスポーツをすることが好きな子供の育成を目指し、幼児期から運動習慣の形成に取り組めます。

Ⅲ 家庭と連携した食育の推進【園・小・中】

- 「食育」の充実は、「学力・体力の向上」・「栄養に関する知識の習得」・「社会性の育成」をもたらします。園・学校での工夫した取組とともに、家庭との連携も積極的に図り、「食育」を通して知育・徳育・体育の土台を築いていきます。

(4) 各校・各園の特色ある教育

各校・各園では、それぞれの伝統や地域の特色を生かした目標を掲げ、活力ある学校・園づくりを推進していきます。

① 箱根中学校

目 標 思い合う心を育み、地域とともに成長する学校づくり

- 道徳教育や箱根ハートフルプログラムを充実・推進し、非認知能力の育成を図る。
- 総合的な学習の時間における地域理解学習を充実・発展させ、地域に貢献しようとする心を育む。

② 湯本小学校

目 標 異年齢交流を柱に、ともに育つ学校づくり

- 縦割り班活動の活性化に加え、園とのふれあい遊び等を充実させながら、「関わるのが楽しい」と実感できる異年齢交流活動を設定していく。
- 中学校や地域に交流の場を広げていく。

③ 箱根の森小学校

目 標 歌声響く学校

- 月の歌（ハッピーソング）を設定したり、学習発表会や音楽朝会などの成果発表の場づくりをしたりするとともに、歌唱指導の充実を図る。

④ 仙石原小学校

目 標 明るい挨拶と笑顔あふれるあたたかい学校づくり

- 挨拶を「仙小プライド（仙小の誇り）」として位置づけ、自分たちの良さとして実感させていく。

⑤ 箱根幼稚園

目 標 子ども・保護者・地域・園が心を通わせ、共に学び合う園づくり

- 子どもの興味に合わせ、保護者や地域の豊かな教育的資源を活用し、学びを深めていく。
- 園の行事に未就園児や保護者、地域の方が参加する機会を設け、学びを共有し、園が人と人をつなぐ場となるようにする。

⑥ 湯本幼児学園

目 標 異年齢保育を生かした園づくり

- 乳児と幼児がつながりを持ち、生活や遊びを一緒にする場面を通して、互いに刺激し合い成長につなげる。
- 小学校の異学年グループと一緒に活動し、つながりを持つことで意欲や好奇心を高めていく。

⑦ 仙石原幼児学園

目 標 仙石原の自然や人との関わりを通して、豊かな心を育む園づくり

- 自然との関わりの中で慈しむ心を育み、質の高い保育につなげる。
- 地域を知るとともに自然を生かした教材研究をしていく。

⑧ 宮城野保育園

目 標 運動遊びを楽しみ心身共に健康で笑顔あふれる園づくり

- 各年齢や発達段階に即した乳幼児の運動遊びの年間計画を作成し、地域の教育力を活かしながら、健康な体づくりに取り組んでいく。

(1) 基本的な考え方

生涯学習に係る教育振興基本計画は、「箱根を知り、箱根を語れる人づくりと輪づくり、そして、自ら行動し実践する人づくり」を目標に、これまでの箱根教育における取り組みをさらに推進するとともに、生涯学習の究極の目標は“人づくり”であることを前提に、様々な“学び”を通じて得られたことを、単に自己実現のためだけに終わらせるのではなく、人や地域に刺激や好影響を与えるような行動・活動を促し、今日的な課題の解決には、誰もが主体的に参画するような“人づくり”に取り組んでいきます。

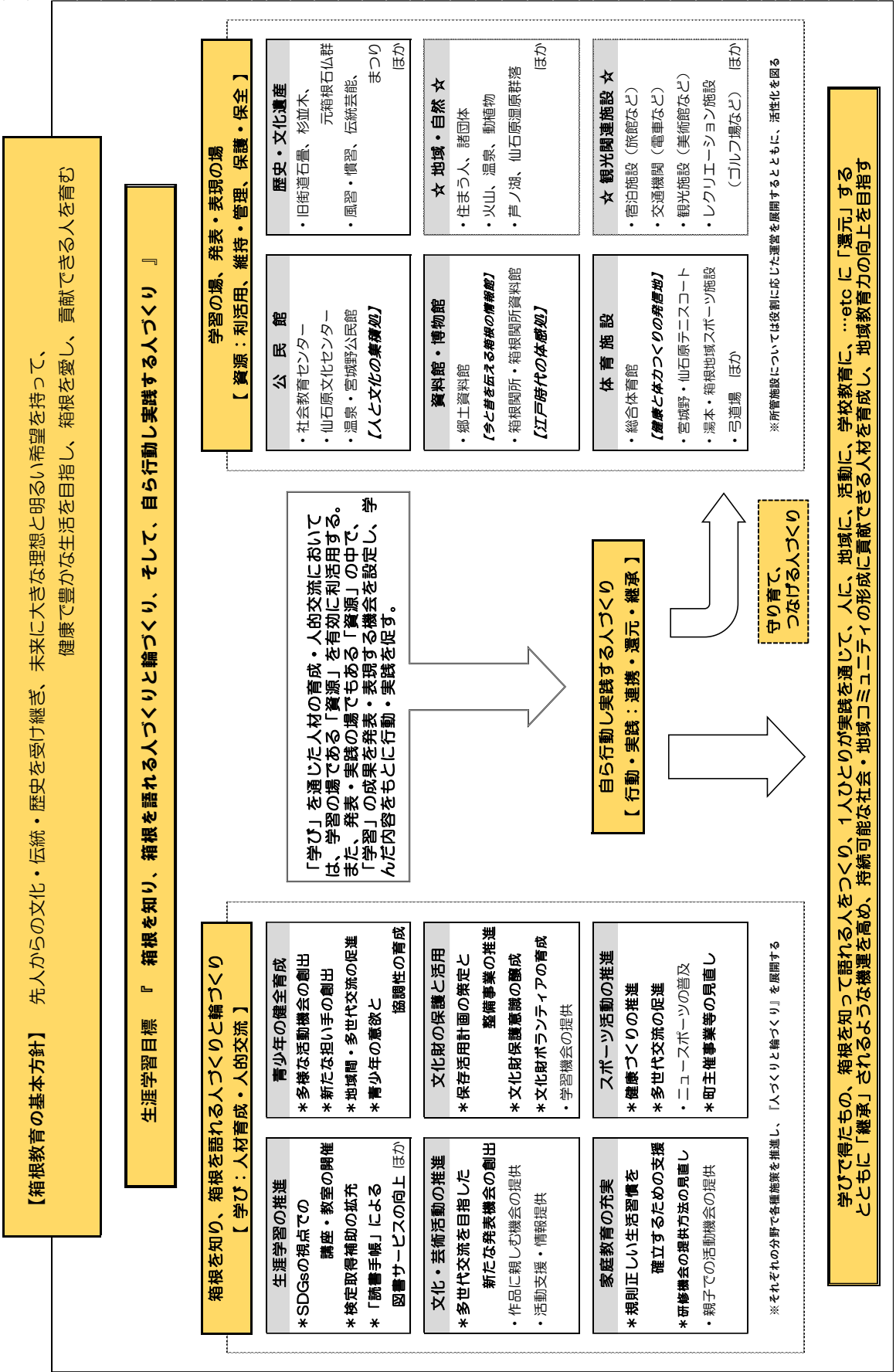
これまでは、箱根教育の具現化における重点取組として4つの柱に大別していましたが、総合計画で掲げた生涯学習の施策と整合性を図るため、6つの重点項目に拡充・整理して、引き続き“学び”を通じた人材育成・人的交流を推進します。

また、これまでの箱根教育の具現化で掲げた「生涯学習施設の機能と運営の充実」にあたる項目の中で設定した各施設に、箱根ならではの地域・自然、観光関連施設も加えて、これらを6つの“資源”として位置付け、これまでどおり維持・管理、保護・保全を行っていくとともに、“資源”を利活用すること・させることを念頭において、“学び”が効果的に展開できる「学習の場、発表・実践の場」と捉えることにします。

“学び”においては“資源”を有効に利活用する、「学習の場、発表・実践の場」でもある“資源”の中で“学び”の成果を発表・表現する機会を設定しながら、自ら行動し実践する“人づくり”に取り組み、人や団体などと連携することはもちろんですが、学んだ成果を人や地域、様々な団体や各種の活動に「還元」とともに「継承」されるような機運を高め、持続可能な社会・地域コミュニティの形成に貢献できる人材の育成に取り組み、地域教育力の向上を目指していきます。

(2) 体系図

生涯学習に係る第4期箱根教育体系図



【生涯学習目標】

箱根を知り、箱根を語れる人づくりと輪づくり

そして、自ら行動し実践する人づくり

(3) 箱根を知り、箱根を語れる人づくりと輪づくり【学び：人材育成・人的交流】

総合計画で掲げた生涯学習の施策と整合を図り、6つの重点項目に拡充・整理して、引き続き“学び”を通じた人材育成・人的交流を推進します。

① 生涯学習の推進

取組項目

I SDGsの視点での講座・教室の開催

「やってみたい、学んでみたい」という思いを喚起し、継続的な学びにつなげるひとつの手段として各種の講座や教室を開催することは、極めて重要な手立てであると考えます。

こうした考え方のもと、年度ごとにテーマを定めて「HAKONE 大学」を継続して実施するとともに、各種の講座・教室の開催にあたっては、学習ニーズを把握することはもちろんですが、SDGsの視点も十分意識した上で、教養を高めるもの、自己実現を図るもの、公民館定期利用団体につなげるもの、人的交流・多世代交流を促すものなど、目的や今後の展開についても考慮しながら、有効な事業展開が図られるように取り組みます。

II 検定取得補助の拡充

現在、「英語検定取得促進事業」として、町民（高校生以上）を対象に、国際観光地箱根として“おもてなしの心”をもって接することができるよう、平成30年度から実用英語検定、令和4年度からTOEICの資格の取得にあたり、その受験料を補助しています。

現行制度は、英語に関する資格取得の補助のみに限定していますが、町民の学習意欲の向上に資することを目的とした事業でもあることから、英語検定等にこだわることなく、観光地箱根の町民として“おもてなしの心”をもって観光客に接することができるよう、さらには自己実現が図られるよう、箱根に見合った各種の検定を研究し、補助制度の拡充を図っていきます。

Ⅲ 「読書手帳」による図書サービスの向上

令和5年度の図書館システムの更新にあわせて、図書利用者に読書手帳を発行することとしていますが、読んだ本の履歴が記録として残るというサービスだけにとどめるのではなく、読書手帳を活用した新たな読書活動の推進方策を研究します。

Ⅳ その他

ア) 生涯学習推進月間の見直し

現在、10・11月を「生涯学習推進月間」と定め、“生涯学習フェスティバル”として、文化・芸術・スポーツ事業を集中的に展開し、学習活動へのきっかけづくりとなるよう取り組んでいますが、事業内容に応じた時季の設定等にも配慮しながら、年間を通じて学習活動への動機づけや、地域や世代を超えた活発な交流が図られるよう見直しを図っていきます。

イ) 自治学習出張講座の見直し

町職員が講師となり、町が行っている仕事や取り組みの中で聞いてみたい内容などを、町民や事業者が指定する場所に出向いて実施している「自治学習出張講座」については、庁内各課と内容（講座名等）の見直しを行い、町政への理解を深め、協働を推進する一助となるよう、さらなる周知に努めます。

ウ) 電子図書館の調査・研究

社会教育センター図書室などに出向かなくても読書の機会が提供できる電子図書館については、今後の電子書籍を取り巻く環境の変化などを注視しながら、引き続き導入に向けた調査・研究を行っていきます。

② 文化・芸術活動の推進

取組項目

I 多世代交流を目指した新たな発表機会の創出

文化・芸術活動は、心豊かな町民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成するなど、大きな役割を担っています。

社会教育センターを定期的に利用している団体で組織する「明星会」や、町民文化祭における発表機会のほか、文化・芸術をはじめ、創作活動等に取り組んでいる個人・団体を発掘し、その活動を支援するとともに作品発表の機会につなげ、新たな人との出会いの場を創出して多世代交流が図られるよう取り組みます。

II 作品に親しむ機会の提供

優れた作品とのふれあいによって、文化に対する意識の向上、芸術活動への関心を高め、より豊かな感情表現や、ゆとりや潤いのある心を醸成するため、町内外を問わず、多様で優れた芸術・文化に親しむ機会の提供に努めます。

III 活動支援・情報提供

これまでどおり、文化・芸術活動に関する支援や情報発信、多様なニーズに対する情報提供に引き続き取り組む中で、SDGs の視点にも配慮するとともに、魅力ある情報発信に努めます。

③ 家庭教育の充実

取組項目

I 規則正しい生活習慣を確立するための支援

近年、インターネットや通信機器の普及により、家庭において子供たちがテレビゲーム（携帯式のゲームやスマートフォンを使ったゲームも含む）をしたり、動画を視聴したりする時間が長くなっていると言われており、箱根の児童・生徒にも同じような傾向があるものと捉えています。

こうした状況が、児童・生徒の日常生活や学習活動に大きな影響を与えており、夜遅くまでテレビゲームをしたり、携帯電話を扱ったりすることで、不規則な就寝時刻や朝寝坊、それに伴う朝食の欠食などにもつながっているものと考えます。

そこで、テレビゲームなどの時間をルール化しているような取組例や、専門家による意見を記載したチラシを定期的に発行するなど、家庭内におけるルールやマナー、家庭学習、1日の有意義な過ごし方等について、学校や家庭とも連携しながら、家庭における児童・生徒の規則正しい生活習慣の確立に向けて取り組んでいきます。

II 研修機会の提供方法の見直し

これまで、家庭の教育力の向上を目指して、保護者に学びの場の提供や子育て支援を目的に、各学校、PTAと連携しながら、「家庭教育推進事業」として研修機会の提供に取り組んでいますが、研修の目的と実施している内容が乖離している状態になっています。

改めて、本来の研修の目的である「子育てに関する様々な課題解決の一助とすること」を基本に、各学校やPTAから、学校区ごとに捉えている児童・生徒、家庭における課題などの聴き取りを行った上で、教育委員会が課題等に見合った研修内容を提示したり、講師の手配をしたりするなど、これまで以上に関わりをもって、研修機会の提供に取り組んでいきます。

III 親子での活動機会の提供

コロナ禍において、地域における祭りやイベント等で中止や規模の縮小での開催が余儀なくされるなど、親子で参加したり活動したりする機会が減少傾向にあります。

このため、児童・生徒を対象に実施している「箱根っこわくわくふれあい事業」の中で、親子で参加し、ともに活動できるメニューを設定するなど、地域において親子で活動できる場を創出するとともに、これまで以上に地域の方々にも参加いただくなどしながら、多世代交流が図られるように努めます。

④ 青少年の健全育成

取組項目

I 多様な活動機会の創出

現在、各地区（単位）の子ども会育成会は、少子化や役員の担い手の不足により、徐々に解散している状況にあります。これに伴い、その上部組織である地域子ども会育成会も、一部地域は解散し、さらに解散しようとする動きが見られるなど、箱根町子ども会育成団体連絡協議会（箱子連）自体の存続が危ぶまれており、そのことは、子供たちの活動機会の減少につながります。

近年、インターネットやテレビを介して感覚的に学びとる「間接体験」、シミュレーションや模型等から学ぶ「擬似体験」等の機会が多くなっていると考えられますが、人や物に直接に触れ、関わり合いを通じて学ぶ「直接体験」が重要であることは言うまでもありません。

そこで、これまで以上に多くの人との関わり合い、物に触れる・作る・育てるなどの体験・経験を深める活動を意識し、多様な体験・交流活動を設定できるように取り組んでいきます。

II 新たな担い手の創出

現在、子ども会育成会やPTA役員などを経験された方が青少年指導員などに、青少年指導員の任を終えられた方が地域ボランティアなどに…といった“漠然とした流れ”がありますが、単位子ども会育成会が解散傾向にある現状では、今後の青少年指導員の担い手にも影響が及ぶこととなります。

こうした実情を踏まえ、小・中学生の保護者や子育てを終えられた方はもちろん、箱根で働いている方も含めて、子供たちと一緒に遊んでいただけるような人材を確保するとともに、既存組織の担い手につなげていくような“新たな流れ”を模索していく必要があります。

また、町と連携協定を結んでいる民間団体等と協働して、地域の大人や高校生、大学生等が体験活動の楽しさを学び、子供たちにその楽しさを伝えられるような機会を設定して、その参加者の中から支援・指導者につなげていくなど、新たな担い手の創出に努めていきます。

Ⅲ 地域間・多世代交流の促進

すでに既存の団体にあっては、交流・体験活動の中で、地域間・多世代間の交流が進むよう取り組んでいるところですが、より意識的に実施するとともに、新たな活動機会、新たな担い手による支援・指導においても、地域を超えて、多くの人と関わり合いを深める活動に取り組んでいきます。

Ⅳ 青少年の意欲と協調性の育成

様々な交流・体験活動等から得た経験等をもとに、子供たちが自ら考え、自信をもって行動し、積極的に人と関わり合い、協力し合うことの重要性が身に付けられるよう、さらに、自分自身が自らの存在を認め、肯定的にとらえる「自己肯定感」や、自分は人のためになっている、認められているという思いを持つ「自己有用感」が育まれるよう、活動を通じて子供たちの心の育成にもつなげていくという意識をもって、健全育成活動に取り組んでいきます。

⑤ 文化財の保護と活用

取組項目

I 保存活用計画の策定と整備事業の推進

町内に存在する文化財を、効果的かつ計画的に保存・活用し、後世に伝えていくための地域計画の策定に向けて、文化財の現況を正しく把握します。また、保存活用等の計画を策定した後は、計画的に整備を進め、文化財の本質的な価値を高め、後世に伝えていくような取り組みに努めます。

II 文化財保護意識の醸成

文化財の保護や活用にあたっては、その管理を義務付けられている所有者や行政だけでなく、広く地域住民や観光客を含めた町内外の方々の理解と協力等、幅広い人材の参画を考えていく必要があります。そのためには、より広く文化財の価値を理解するとともに、保護意識の高揚を図ることが求められています。

このため、文化財の価値やその保護活動への理解が深まるよう、様々な取り組みを通じて意識の醸成を図ります。

III 文化財ボランティアの育成

多くの先人たちが守り、伝えてきた文化財をはじめ、歴史・文化遺産は、今を生きる私たちが、その価値をしっかりと理解して大切に保護し、将来に向けて継承していかなければなりません。同時に、まちづくりや観光資源としての活用も求められています。

そこで、文化財などの保護・保全、観光資源としての活用等を、所有者や行政だけでなく、町内外を問わず、多くの方々に幅広くサポートいただけるよう、ボランティアの人材育成に努めます。

IV 学習機会の提供

これまでと同様、文化財を知り理解を深める機会として「箱根探訪会」を実施するとともに、文化財保護意識の醸成や文化財ボランティアへの参加など、文化財への興味・関心を高める魅力ある文化財情報の発信に努めます。

また、インターネットを活用した情報発信について、引き続き調査・研究に取り組んでいきます。

⑥ スポーツ活動の推進

取組項目

I 健康づくりの促進

現在、体育協会や地域体育会等を中心に各種のスポーツイベント等を開催し、運動意欲の増進や体力の向上を図っていますが、アフターコロナの視点で、これまで中止や規模縮小を余儀なくされていた各種のスポーツイベントを、徐々に再開していくように取り組むことはもちろんですが、本来、健康づくりは、町民一人ひとりが自分事と捉え、自らの特性や体力に応じて主体的に取り組む必要があると考えます。

そこで、各種のスポーツイベントを通じて運動意欲の増進を図りつつ、個人で、親子で、家族でできる運動等を紹介するなどし、健康づくりの重要性を啓発しながら、町民自らが主体的に健康づくりを考える機運を高め、健康の保持増進につながるような新たな取り組みを模索します。

また、人口減少等に伴い、これまで存在していた各種のスポーツ団体が活動規模を縮小、あるいは解散するなどして、安定・継続した取り組みに支障を来している状況が見られます。一方で、町外のスポーツ団体が、町内のスポーツ施設を活用している実態もありますので、相互に連携しながら一緒に活動できるような働きかけや、星槎グループ等の民間団体とも連携しながら、団体活動の新たな支援方法についても模索していきます。

II 多世代交流の促進

スポーツには、体力の保持増進のほか、爽快感や達成感、参加した人との連帯感、さらには、ストレスの発散、生活習慣病の予防・改善等、心身両面にわたって大きな効果があります。

特に、子供からお年寄りまでが、スポーツ活動を通じて交流を深めることは、地域コミュニティの活性化につながりますので、こうした視点を意識して各種のスポーツ活動に取り組んでいくように努めます。

Ⅲ ニュースポーツの普及

スポーツに勝敗はつきものですが、子供からお年寄りまでの誰もが、笑顔で楽しくスポーツに取り組むことが、健康増進や地域コミュニティの活性化につながります。

これまで以上に、グラウンドゴルフやユニカール等のニュースポーツを紹介・体験する機会を設定して、その普及に努めます。

Ⅳ 町主催行事等の見直し

現在、グラウンドゴルフ、ニュースポーツ、ソフトバレーボール等の大会を町主催行事として開催しているほか、箱根路森林浴ウォーク実行委員会、箱根町体育協会等に行事を委託するなど、様々な形でスポーツイベントを開催しています。

人口減少や少子高齢化が進展する中、これまでと同じ取り組みを継続したままでは、参加者の減少で大会の規模が小さくなったり、人を集めることそのものに困難が生じたりするなど、行事の在り方や内容等を見直す必要があるものと考えます。

町主催行事をはじめ、各種の組織・団体が実施している様々なイベントを整理し、全町的に行うもの、地域で行うもの、特定の団体が主催するもの（種目で開催するもの）、個人で取り組むもの等、さらに、実施する目的、開催時期、会場等にも考慮しながら、町民の運動意欲の増進や体力の向上が図られるよう、また、「やってみたい」と考えている町民の意欲に応えられるよう、行事の見直し、体制づくり、情報提供のあり方等を見直します。

(4) 学習の場、発表・表現の場【資源：利活用、維持・管理、保護・保全】

これまでの箱根教育の具現化で掲げた重点取組における「生涯学習施設の機能と運営の充実」で設定した各施設に、箱根ならではの地域・自然、観光関連施設も加えた上で、これを6つの“資源”として位置付け、これまでどおり維持・管理、保護・保全を行っていくとともに、“資源”を利活用すること・させることを念頭において、“学び”が効果的に展開できる「学習の場、発表・実践の場」と捉えることにします。

また、社会教育センターをはじめとする各公民館、郷土資料館や箱根関所・箱根関所資料館、総合体育館には、生涯学習の拠点施設であるという考え方のもと、これまでどおり施設ごとのコンセプトに応じた施設運営を行い、施設の活性化を図ります。

なお、石仏群と歴史館には「俳句と歴史の里への誘い処」というコンセプトがありますが、これまで地域の観光協会が開催してきた「芦刈まつり」（東光庵俳句大会）は現在行われていないこと、拠点施設である歴史館は令和5年度に解体予定であること、今後、歴史館に代わるガイド施設等の設置や、精進ヶ池を周遊するコースの整備等を計画していること等の理由により、コンセプトを持たせず、資料館・博物館から歴史・文化遺産のカテゴリーに、元箱根石仏群として置き替えることにします。

各施設では、町民をはじめ観光客の利用を踏まえて、施設の機能が維持できるよう、計画的に施設整備に努めるとともに、施設のバリアフリー化等についても検討していきます。

加えて、所管施設の中で、郷土資料館、箱根関所・箱根関所資料館は、生涯学習施設であるとともに、箱根を代表する観光施設でもありますので、誘客の推進にも力を入れて取り組んでいきます。